

## 1. フランス憲法

### 第16条〔非常事態措置権〕

- 1 共和国の制度、国の独立、領土の保全又は国際的取極めの履行が重大かつ切迫した脅威にさらされ、かつ、憲法上の公権力の正常な運営が妨げられた場合には、共和国大統領は、首相、両議院議長及び憲法院に公式に諮問した後に、状況により必要とされる措置をとる。
- 2 共和国大統領は、教書を発してこの措置を国民に通知する。
- 3 この措置は、憲法上の公権力機関にその任務を果たすための手段を最短期間のうちに確保させるという意向に基づくものでなければならない。憲法院は、それに関して諮問を受ける。
- 4〔この場合に〕国会は、当然に集会する。
- 5 国民議会は、非常事態権限の行使中に解散することができない。
- 6 非常事態権限の行使から30日後に、国民議会議長、元老院議長、60人の国民議会議員又は60人の元老院議員は、第1項に定める要件が依然として備わっているか否かの審査のために、憲法院に付託することができる。憲法院は、可及的速やかに公的な意見により裁定する。憲法院は、非常事態権限の行使から60日後はいつでも、当然にこの審査を行い、及び同一の要件により裁定する。

### 第34条〔法律事項〕

- 1 次に掲げる事項に関する規則は、法律により定める。
  - －公民権及び公的自由の行使のため市民に認められる基本的保障。マスメディアの自由、多元主義及び独立。市民に対しその身体及び財産に関して国防のために課される義務。
  - －国籍、人の身分及び能力、夫婦財産制度、相続及び無償譲与
  - －重罪及び軽罪の決定並びにそれらに適用される刑罰。刑事訴訟手続。大赦。新たな裁判制度の創設及び司法官の身分。
  - －あらゆる性格の租税の基礎、率及び徴収方式。通貨発行制度。

### 第36条〔戒厳令〕

- 1 戒厳令は、閣議において発令される。
- 2 12日を超える戒厳令の延長は、国会によらなければ承認されない。

出所：初宿正典・辻村みよ子編『新解説世界憲法集 第5版（三省堂）』より抜粋

## 2. アイルランド憲法

### 第28条3節

- 1 国は、下院の同意がある場合を除いて、戦争を宣言することはない。また、いかなる戦争にも関係することはない。
- 2 前項の規定にかかわらず、現実の侵略がある場合は、政府は、国家の防護のために必要と考えるあらゆる措置を取ることができ、また、下院が開会していないときは、できる限り速やかに集会するように招集しなければならない。
- 3 第15条第5節第2項（※）の規定を除くこの憲法のいかなる規定も、戦争若しくは武力反乱時に、公共の安全及び国家の保全を確保することを目的にしていることを明示している国民議会の定めた法律を無効とし、又はこの法律の遂行のためなされた若しくはなされたとみなされる行為を、無効にするために、用いてはならない。この項の規定における「戦争時」とは、国が関係していない武力紛争で、その武力紛争から生じる国家の極めて重大な利益にかかわる国家緊急事態が存在している旨を国民議会の両院が決議している武力紛争が行われている期間を含み、また、「戦争又は武力反乱時」とは、いずれかの戦争、この項に規定する武力紛争若しくは武力反乱の終了後であって、国民議会のそれぞれの院が当該の戦争、武力紛争、又は武力反乱により引き起こされた国家緊急事態が存在しなくなった旨を決議するまでの期間を含むものとする。

※国民議会は、死刑を科すことを定めるいかなる法律も制定してはならない。

### 第40条1節

全ての市民は、人間として、法の前に平等であるとみなされるものとする。この規定は、国が制定する法令において、身体的及び精神的能力の差異並びに社会的役割の差異を適切に考慮してはならないことを意味するものではない。

以上、出所：2012年3月 国立国会図書館調査及び立法考査局『各国憲法集（2）』より抜粋

## 3. 日本国憲法

### 第十三条〔個人の尊重と公共の福祉〕

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

出所：日本国憲法より抜粋